

岡崎市の入札手続き等に対する意見書
【第9期(令和5・6年度)審議のまとめ】

令和7年2月14日
岡崎市入札監視委員会

1 はじめに

岡崎市入札監視委員会（以下「委員会」という。）は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）に基づく第三者機関として、平成19年4月に設置された。

委員会の目的は、岡崎市（以下「市」という。）が発注した建設工事等に関する入札契約手続きの運用状況について、公正中立の立場で、客観的に審査を行うことである。

委員会は、任期2年の委員4名で構成され、今期は第9期となる。委員会では、各期末の総括として「入札手続き等に対する意見書」を市に提出し、入札制度に関する意見の具申を行っている。

以下、本年度末で第9期（令和5・6年度）を終了するにあたり、本意見書を市に具申するものである。

2 第8期意見書の提言に対する市の対応

(1) 公共工事の施工時期の平準化の検討

前回第8期（令和3・4年度）意見書（以下「同意見書」という。）において、公共工事の発注時期に偏りがあり、それが人手不足や過重労働及び余剰人員の足切りといった問題の一因となっていることから、年間を通じた工事量が安定するよう公共工事の施工時期の平準化の検討を進言した。

これを受けて、市は、発注件数が減少していた4月の発注件数を増やすため、令和5年度からは、3月に公告し4月に入札を行えるように入札スケジュールを改正した。

(2) 庁舎等清掃業務における発注基準の改正を検討

同意見書において、庁舎等清掃業務委託については、平成20年度に一般競争入札を導入し、平成26年度には総合評価方式を導入したが、現在の発注基準は施設の延べ床面積の大小により市外業者まで入札参加を可能としており、令和3年8月に施行された地元企業優先調達条例の趣旨が反映されていない。そのため、市内事業者による履行が可能であるかの視点で再検証し、競争性を確保したうえで発注基準を見直すよう進言した。

これを受けて、市は、市外・準市内業者が参加する過当競争を排除し、市内事業者を積極的に指名することで市内事業者に厚く受注機会を提供するよう、令和6年度からは、一般競争入札による発注から原則指名競争入札による発注に変更した。

(3) 業務委託における地元企業の受注割合を増やすための施策の検討

同意見書において、業務委託における地元企業の受注割合が、建設工事と比較すると低い状況にあるため、業務委託の地元企業への発注を増やす施策の検討を進言した。

これを受けて、市は、発注状況を分析し、少額案件の中で市内業者が見積に参加していない業務等を抽出し、事業者へ発注情報を提供することや該当する業務の担当部署に対して、地元企業の受注機会を増やすよう指導を行った。

(4) 週休2日制工事を建築系工事においても対象とするよう検討

同意見書において、土木系工事は、令和元年度から発注者指定型の週休2日モデル工事の施行を開始し、令和3年度から受注者希望型も取り入れ本格的に実施、令和4年度から休工日を土日に限定しない週休2日制に改正し、実施件数を大幅に拡大しているが、建築系の工事においては取組が遅れていることから、建築系工事の建設現場においても、週休2日の取得が可能な環境づくりの推進を検討するよう進言した。

これを受けて、市は、令和5年度から建築系工事においても週休2日制工事を試行的に導入し、令和6年1月以降に発注する工事からは、週休2日制工事を土木建築共に原則全件対象に拡大した。

3 第9期の審査状況

入札監視委員会の開催状況は、資料1のとおりである。

委員会の活動は、年度を四期に分けて、監視対象案件から審査案件を抽出し、個別に詳細な審査を行うものである。令和6年度の第3四半期までの審査状況は、全監視対象の1,433件の内、76件(全体の約5%)の審査を実施した。その概要は以下のとおりである。

(1) 工事に関する分析

建設工事の全体の入札執行状況は資料2、建設工事の業種別の入札状況は資料3のとおりである。

第9期の2年間は、市営住宅新築工事、老朽化した上下水道施設に係る工事（浄水場設備更新、水道管路の更新・耐震化、下水道管渠の改築更新）、各施設の大規模改修工事（シビックセンター、美術博物館、中央総合公園（体育館、野球場、多目的広場）、小中学校及び保育園）、旧教育文化館等解体工事、地域文化広場大屋根設置工事、岡崎駅西口駅前広場シェルター設置工事など、工期の長い大型案件の発注が多かったことから、総合評価方式による入札執行件数が令和4年度64件に対し、令和5年度79件、令和6年度81件と大きく増加した。

総合評価方式の平均参加者数を型式別で見ると、特別簡易型が令和5年度3.03者、令和6年度3.11者、簡易型が令和5、6年度とも2者、標準型が令和5年度2者、令和6年度1者と非常に少ない状況である。

今期の入札不調に関しては、令和5年度が17件、令和6年度が19件の計36件で、そのうち総合評価方式によるものは、令和5年度4件、令和6年度8件であった。

業種は、建築一式工事、電気工事、防水工事といった建築系工事に集中している。

令和5年度及び6年度の総合評価方式における不調の中には、「入札参加者なし」が4件、「予定価格以下の入札なし」が5件、「失格基準価格以上の入札なし」が3件あった。

参加業者が全て予定価格を上回る応札をした「予定価格以下の入札なし」と参加業者が全て失格基準価格を下回る応札をした「失格基準価格以上の入札なし」については令和4年度では見られなかった理由であり、予定価格事後公表の対象拡大による結果と言える。「入札参加者なし」については、各事業者の技術者不足により、発注の時期により技術者の配置が難しいために参加を見送った事例が多いと考えられる。

また、入札の設計図書に関する質問が増加しており、入札件数に対する質問割合は令和4年度4.78%に対し、令和5年度7.55%、令和6年度9.16%となっている。これは制度が浸透した影響とも考えられ、また、入札参加者が正確な見積を積算するために、疑問点を払拭する意識が定着してきたとも言えるだろう。一方で、説明を行わずとも積算ができるような設計を市が行うことができれば、質問の件数は減ることが想像できる。引き続き、この割合についても注視する必要がある。

ア 落札率の推移

落札率について、全業種の平均落札率は92%台で、この2年間、大きな変動は認められなかったが、コロナ禍前の令和元年と比較すると低い水準である。市は、令和4年度に最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定割合を引き上げているが、それでも落札率の低下傾向は続いている。一方で、業種ごとに見ると、建築一式工事が令和4年度97.1%に対し、令和5年度96.9%、令和6年度95.4%と低下傾向ではあるものの、他業種と比較して、高い水準で推移しており、電気工事は令和4年度91.8%に対し、令和5年度93.2%、令和6年度93.2%、管工事は令和4年度92.4%に対し、令和5年度93.5%、令和6年度92.9%である。それ以外の業種は全体的に落札率がやや低下しており、特に舗装工事は89%台が続いている。これらの事象については、次のような事情がうかがわれる。

イ 建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事の落札率について

参加者数が増えると落札率が下がるという相関関係は第8期に見られていたが、今期においても、引き続き傾向として表れている。建築一式工事の平均参加者数は令和4年度2.3者に対し、令和5年度1.7者、令和6年度2.3者と少ない状況ではあるが、令和6年度に参加者数が増え、落札率が低下した。電気工事の参加者数は令和4年度5.3者に対し、令和5年度3.1者、令和6年度2.9者、管工事の参加者数は令和4年度3.6者に対し、令和5年度3.3者、令和6年度3.3者とそれぞれ減少している。電気工事と管工事については、コロナ禍において、先行きの不透明感から民間の設備投資が抑制されたことで、公共工事への受注意欲が高い傾向があったと考えられ、参加者数が一時的に増えていたと類推される。その結果、その期間において落札率の低下傾向がみられていたが、アフターコロナとなるにつれ、参加者数が減少傾向であることに相まって、設備に係る機器・材料価格の高騰の影響を受けて落札率が上昇したと考えられる。

他業種に比べ落札率が低い水準で推移している舗装工事については、平均入札参加者数が令和4年度7.5者に対し、令和5年度8.4者、令和6年度7.5者と比較的多く、落札金額の多くが最低制限価格と同額という状況である。舗装工事は小規模工事が多いことから、入札参加への敷居も低く、競争性が引き続き高い状態となっていると考えられる。舗装工事では最低制限価格でないと落札できない状況が続いていることから、最低制限価格の低落率受注を防止する効果が特に発揮されているといえる。

ウ 低落札率受注を抑制する必要性

総合評価方式において、事業者の入札価格が失格基準価格以上で、低入札調査基準価格を下回った場合、市において、契約の適正な履行が可能か確認するため、対象事業者からの関係書類の提出などにより、低入札価格調査が実施されている。

低入札価格調査を実施した件数と、総合評価方式の入札件数に対する割合は、平成21年度の制度改正以降、令和元年度以前は年間0件～3件で0%～4%程度にとどまっていたが、令和2年度は9件で12.2%、令和3年度は9件で19.6%、令和4年度は8件で12.5%、令和5年度は15件で19.0%、令和6年度は9件で11.1%と、令和2年度以降は10%台で推移している。業種別に見ると、土木一式工事、電気工事、管工事、水道施設工事に集中している。

ダンピング受注は、下請け業者へのしわ寄せ、労働者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障となるおそれがあるとともに、担い手の育成・確保に必要な適正な利潤を確保することが困難となる等の問題がある。人手不足による過重労働など建設業界が抱える問題ばかりでなく、発注者である市にとっても技術者不足を起因とした入札不調が増加することで、公共工事の円滑な施工の確保が困難になる可能性が高まってくる。そのため、低落札率での受注を抑制し、建設業の維持と健全な発達に向けた中長期的な視点での施策が重要となってくるものと考ええる。

エ 地元企業優先について

建設工事の市内・市外業者落札状況は、資料4のとおりである。

市内業者と市外業者（準市内業者を含む）の比率は、地元企業優先発注の考えから、市内業者に対する発注が、高い水準で推移している。

市内業者への発注は、地域経済の発展や中小企業振興といった社会的要請によるものであり、特に経済低迷期においては、今後も継続される行政施策であると考ええる。しかし、行き過ぎた地域要件は、入札における競争性や価格の有利性を弱める可能性があり、ひいては入札談合を誘発する要因となる場合もある。「よそ者」排除とならないように、地域要件と競争性のバランスについては、引き続き十分留意する必要がある。

(2) 業務に関する分析

ア 落札率の推移

業務の全体の入札執行状況は資料5、業務の一般・指名競争入札別の平均落札率は資料6のとおりである。

この2年間の建設コンサルタント業務の平均落札率は、令和4年度89.7%に対し、令和5年度89.9%、令和6年度86.8%と工事や役務業務と比較すると低い水準で推移している。役務業務の平均落札率は令和4年度93.1%に対し、令和5年度92.1%、令和6年度91.3%と低下している。入札方式別で見ると、建設コンサルタント業務の一般競争入札が令和4年度80.9%に対し、令和5年度80.9%、令和6年度79.9%と概ね80%台が続いており、指名競争入札が令和4年度91.3%に対し、令和5年度91.5%、令和6年度88.0%となっている。役務業務については、一般競争入札が令和4年度92.0%に対し、令和5年度90.2%、令和6年度88.3%と低下しており、指名競争入札が令和4年度93.5%に対し、令和5年度92.9%、令和6年度91.9%といずれも低下している。コロナ禍では、先行きの不透明感から競争性の高い金額での入札がし辛く、落札率は高い傾向があったと考えられるが、アフターコロナとなった今期では、その恐れは払拭され、各社の積極性が戻ってきた。その反動で、落札率が下がっていると考えられる。建設コンサルタント業務では、令和6年7月に最低制限価格を引き上げているが、落札率は下がり続けている。今後もこの傾向が続くか注視したい。

イ 入札方式による違い

業務において1者でも(定型)最低制限価格を下回った入札の割合は、資料7のとおりである。

入札方式別で見ると、1者でも最低制限価格を下回った入札の割合は、設計コンサルタント業務も役務業務も一般競争入札の方が高くなっている。特に、設計コンサルタント業務の一般競争入札では、割合が突出して高く、令和4年度22.2%に対し、令和5年度48.0%、令和6年度31.6%と上昇しており、活発な価格競争が展開されている状況である。要因としては、発注数と事業者の間の需給バランス、つまり事業者側の需要過多の状態にあることが推察され、コロナ禍の反動による一過性のものなのか、そうでなければ今後の経済状況次第では過当競争になる可能性がある。各事業者が適正利潤で競争できるような「健全な入札環境」のあり方について、入札・発注制度全体の中で個別の施策・方法を見直し、計画的な施策としていくことが必要であると考え。

4 今回の提言

当委員会は、現行の入札制度の公正性、公平性及び透明性を確保することを基本的な任務とし、さらに、それをふまえつつ持続可能な経済社会並びに市財政の状況等を視野に入れた入札制度の更なる改善を促す責務を負っている。

建設業は、激甚化する災害対応、復旧・復興など、地域インフラの維持管理に欠かせない重要な存在であるが、少子高齢化が加速する日本の人口動態と連動し、人手不足は顕著で将来的な担い手確保のために労働環境・条件の向上が重要である。日本経済は新型コロナ5類移行に伴い経済活動が正常化し始めたものの、円安や原材料の世界的な不足などの影響による建設資材価格の高騰やエネルギーコストの上昇に加え、人件費も大幅に上昇しており、ダンピング受注の防止は必須である。

入契法においては、基本となるべき事項としてダンピング受注の防止が明記されており、入契法適正化指針においてはダンピング受注の防止を図る観点から低入札価格調査の基準価格を適宜見直すこととされている。市においても、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度の改正を適宜行い、適切な活用を徹底することによりダンピング対策に取り組んでおり、行き過ぎた価格競争の抑止となっている。

近年、総合評価方式の入札が増加しているが、それに伴い低入札価格調査や入札不調も増加している。総合評価方式は、ダンピングや談合の防止、公共工事の品質向上などのメリットもあるが、一方で提出書類が多く手間がかかり入札参加者にとって事務負担が大きいという点や、加点が取れる技術者が限られ、配置技術者の固定化等の課題がある。また、発注者にとっても審査や評価点の算出に時間がかかり落札までの期間が長くなることが懸案となっている。このようなことから、受発注者双方の事務負担の軽減と手続きの効率化を図る対策が必要であると考える。

以上のことから、当委員会は、次の4点を提言するものである。

提言

- 【1】 低入札価格調査制度は、総合評価方式において、調査基準価格を下回った金額での落札を決定するに当たり、適正な履行が可能かどうかを調査する制度であり、総合評価方式におけるダンピング受注の排除を図る制度となる。一方で、市では、低入札調査基準価格の97%を下回ると調査を行わずに失格としており、極端な低落札の排除は行えている。実

際、調査の結果、重大な積算誤りや履行不能という状態は確認出来る限り発生していない。
また、低入札調査基準価格を下回る金額で受注した場合は、建設工事の監督部門と連携し、重点パトロールの対象とし、落札後も工事品質が落ちることが無いように対応しているところである。

工事の内容において重大な違算が発生する可能性は常に潜在していることから、積算の根拠を調査することは必要不可欠である。一方で、過去の実績等について、画一的に資料を求めることは、事業者に対して徒に負担を強いていると言えることから、真に調査に必要な書類のみを事業者から求めることを検討されたい。

【2】 総合評価方式は価格とそれ以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する制度であり、工事の品質を高める効果や市の政策を浸透させる効果が期待できる優れた調達方法であると言え、一定金額以上の規模になると、施工計画又は技術提案を求めている。

しかし、建設業界においては、労働者の高齢化、技術者不足に加え、改正労働基準法により今年度から時間外労働時間の上限規制もスタートし、大変苦しい状況にあると言える。

そのような中で、市は施工計画又は技術提案を求める工事の対象金額を10年以上変更しておらず、対象となる工事内容に対して過大な要求を行い事業者に対して負担を強いていることが懸念されるため、対象金額について、物価上昇等を考慮した上で変更し、事業者の負担軽減を検討されたい。

【3】 公告又は指名通知を行った入札の、設計図書に関する質問を受け付け、回答を公開する質問回答制度について、近年は事業者からの質問書の提出が増えているが、現在のメールによる質問書の提出は、事業者にとって利便性が高いとは言い難い。

また、回答が作成される前の質問の提出状況、その内容と、回答作成の進捗状況が事業者には分からないため、重複した質問の提出が起こり、回答がいつ公開されるのかという焦燥感を事業者に与えてしまう。事業者からの質問書の提出は、入札参加意欲の表れであり、その回答は質問者にとって入札参加に不可欠なものであることから、事業者にとって利便性の高い制度への改善を検討されたい。

【4】 令和6年6月に第3次担い手3法が可決された。国は、政府として定める基本方針と、各種運用指針の改正骨子案を9月に明らかにした。今後、令和7年度発注分から本格的に取り組めるよう、随時、運用指針等が示されているところである。

公共工事の労働環境の確保を重点としていることから、円滑な価格転嫁、適切な工期設定等を始め、契約事務、公表事務の見直し等、発注者として指針に沿った必要な対応を検討されたい。

(以上)

【参考】

岡崎市の入札制度に関する中間報告書(令和5年度審議のまとめ)」の提言に対しては、令和6年度に、次のとおり措置した。

【提言1】

「予定価格事後公表と再度入札や入札不調による受注者発注者双方の負担軽減を両立できる施策の検討」

予定価格1億5千万円以上の建設工事について、再度(2回目)の入札に移行した際、予定価格を公表することとした。

価格競争入札の建設工事について、概ね入札期間初日の4日前に設定されていた入札参加申請期日を、1日前とした。

建築系工事の一部で建築工事、電気工事及び管工事を包含して建築一式工事として発注できることとした。

【提言2】

「建設業界における労働者不足に対応した入札制度や施策の検討」

建設工事(設計金額4,000万円以上の工事(建築一式の場合は8,000万円以上))における余裕期間制度(フレックス工期)を一層推進することとした。

特別簡易型及び簡易型による総合評価落札方式対象工事において、若手技術者の配置によって総合評価方式における加点を行うこととした。

資料 1 【入札監視委員会の開催状況】

開催 回数	開催日	議事内容	監視案件数 (監視対象数)
第 1 回	令和 5 年 5 月 15 日	・ 委員の委嘱、委員長の選出 ・ 入札制度の変更点 ・ 入札及び契約手続の運用状況 ・ 入札参加停止の状況 ・ 抽出案件に関する審議	工事 4 件 コンサル 1 件 役務 4 件 (154件)
第 2 回	令和 5 年 8 月 3 日	・ 入札及び契約手続の運用状況 ・ 入札参加停止の状況 ・ 抽出案件に関する審議	工事 6 件 コンサル 2 件 役務 2 件 (141件)
第 3 回	令和 5 年 11 月 21 日	・ 入札及び契約手続の運用状況 ・ 入札参加停止の状況 ・ 抽出案件に関する審議 ・ 中間報告書の提言について	工事 7 件 コンサル 1 件 役務 3 件 (274件)
第 4 回	令和 6 年 2 月 6 日	・ 入札及び契約手続の運用状況 ・ 入札参加停止の状況 ・ 抽出案件に関する審議 ・ 中間報告書の内容について	工事 7 件 コンサル 2 件 役務 1 件 (175件)
第 5 回	令和 6 年 5 月 20 日	・ 入札制度の変更点 ・ 入札及び契約手続の運用状況 ・ 入札参加停止の状況 ・ 抽出案件に関する審議	工事 4 件 コンサル 1 件 役務 4 件 (144件)
第 6 回	令和 6 年 8 月 19 日	・ 入札及び契約手続の運用状況 ・ 入札参加停止の状況 ・ 抽出案件に関する審議	工事 5 件 コンサル 4 件 役務 0 件 (164件)

第 7 回	令和 6 年 10 月 25 日	・ 入札及び契約手続の運用状況 ・ 入札参加停止の状況 ・ 抽出案件に関する審議 ・ 意見書の提言について ・ 令和 7 年度以降の委員会の運営について	工事 7 件 コンサル 0 件 役務 2 件 (230件)
第 8 回	令和 7 年 2 月 14 日	・ 入札制度の変更点 ・ 入札及び契約手続の運用状況 ・ 入札参加停止の状況 ・ 意見書の内容について	工事 7 件 コンサル 1 件 役務 1 件 (151件)
		合 計	76件 (1,433件)

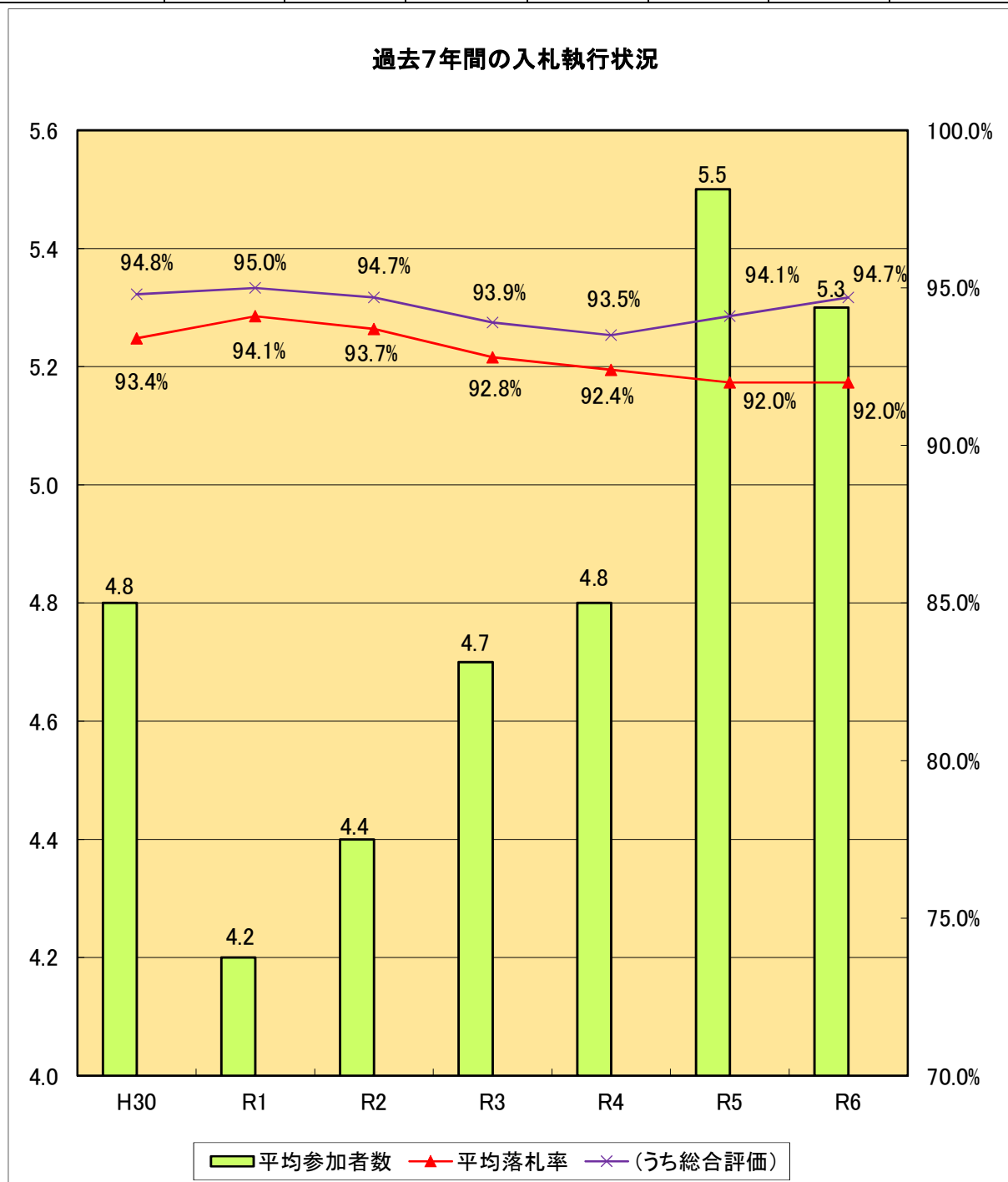
入札監視委員会監視対象

建設工事	設計金額が130万円を超えるもの
建設コンサル タント業務	設計金額が1,000万円を超えるもの
役務業務	設計金額が1,000万円を超えるもの
随意契約	建設工事で、設計金額が130万円を超えるもの

資料2 【建設工事：全体の入札執行状況】

令和7年1月1日現在

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
入札執行件数	592	544	490	411	502	463	382
(うち総合評価)	(70)	(76)	(74)	(46)	(64)	(79)	(81)
平均入札参加者数	4.8	4.2	4.4	4.7	4.8	5.5	5.3
平均落札率	93.4%	94.1%	93.7%	92.8%	92.4%	92.0%	92.0%
(うち総合評価)	(94.8%)	(95.0%)	(94.7%)	(93.9%)	(93.5%)	(94.1%)	(94.7%)



資料3【建設工事：業種別の入札執行状況】

令和 7 年 1 月 1 日現在

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
土木 一式 工事	平均落札率	92.7%	95.1%	95.4%	94.9%	92.5%	91.9%	92.4%
	平均入札 参加者数	6.9	5.3	5.0	5.3	6.7	8.2	6.7
	最低制限価格等 適用状況	26.2%	5.2%	4.8%	8.1%	32.7%	36.6%	36.3%
建築 一式 工事	平均落札率	96.0%	96.1%	96.5%	96.9%	97.1%	96.9%	95.4%
	平均入札 参加者数	3.5	3.4	3.0	2.7	2.3	1.7	2.3
	最低制限価格等 適用状況	0.0%	3.6%	0.0%	5.6%	5.6%	0.0%	3.1%
電気 工事	平均落札率	94.3%	92.7%	90.6%	91.3%	91.8%	93.2%	93.2%
	平均入札 参加者数	3.2	3.2	4.6	6.4	5.3	3.1	2.9
	最低制限価格等 適用状況	8.5%	25.0%	44.4%	72.0%	53.1%	25.0%	23.3%
管 工事	平均落札率	94.8%	94.1%	95.1%	90.9%	92.4%	93.5%	92.9%
	平均入札 参加者数	2.5	2.2	2.2	4.4	3.6	3.3	3.3
	最低制限価格等 適用状況	10.3%	13.8%	17.2%	50.0%	35.4%	43.5%	39.3%
舗装 工事	平均落札率	90.6%	90.7%	92.4%	91.4%	89.4%	89.2%	89.2%
	平均入札 参加者数	6.9	6.5	6.7	7.8	7.5	8.4	7.5
	最低制限価格等 適用状況	12.2%	26.0%	14.9%	15.6%	18.4%	20.5%	15.4%
水道 施設 工事	平均落札率	94.7%	95.6%	92.3%	90.9%	91.6%	90.5%	91.2%
	平均入札 参加者数	3.0	3.0	3.6	3.4	3.0	4.8	5.0
	最低制限価格等 適用状況	12.6%	6.0%	12.5%	18.1%	31.6%	61.5%	53.1%
その 他の 専門 工事	平均落札率	92.3%	91.8%	91.7%	91.8%	93.1%	92.0%	91.7%
	平均入札 参加者数	3.4	3.6	4.7	3.5	3.7	4.6	5.0
	最低制限価格等 適用状況	31.4%	33.3%	47.6%	31.3%	25.3%	33.6%	32.9%

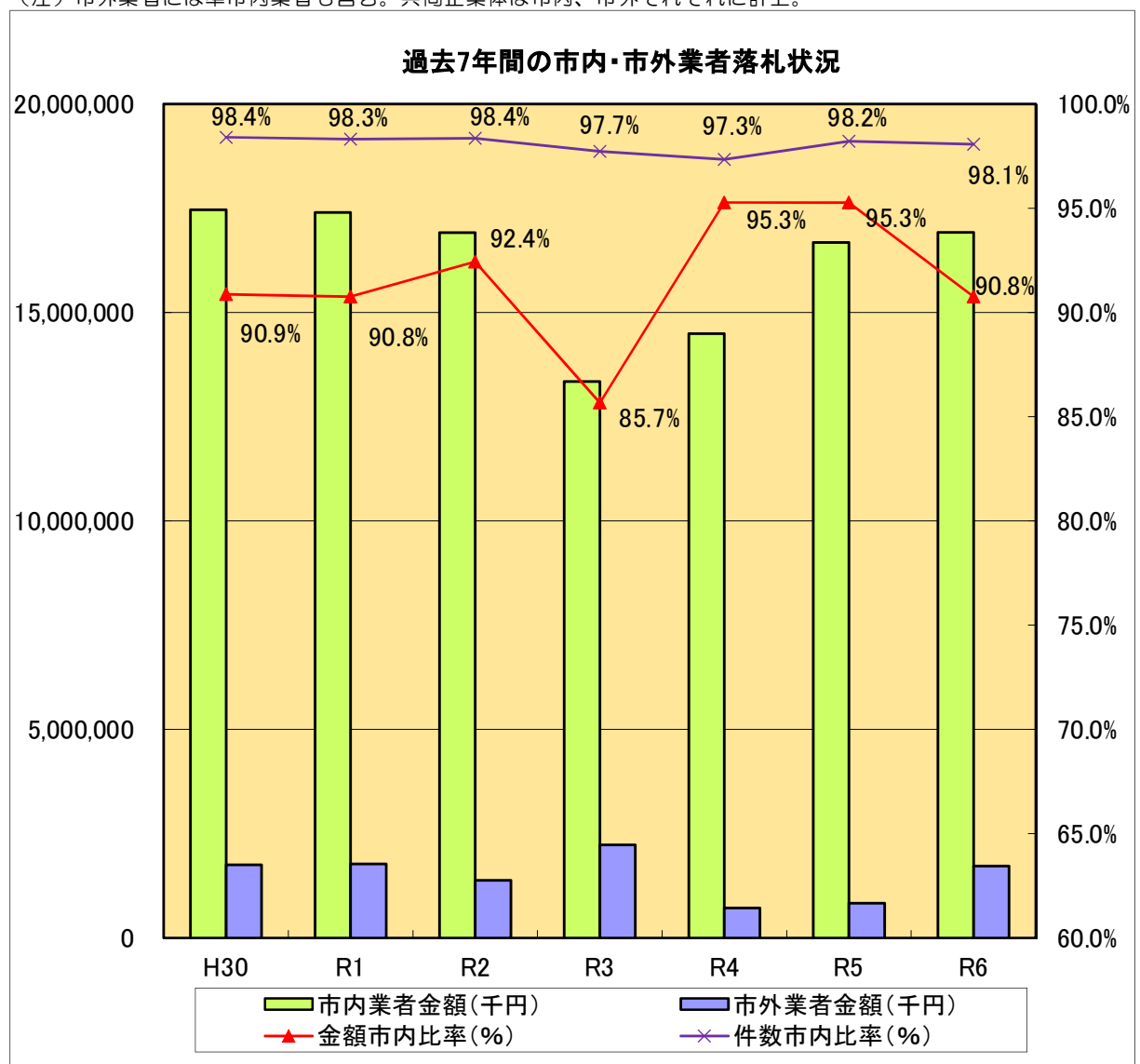
※最低制限価格等適用状況について、令和 2 年度以前は（定型）最低制限価格等を下回る
入札価格が提出された入札の件数

資料4 【建設工事：市内・市外業者落札状況】

令和7年1月1日現在

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市内業者件数	554	525	478	388	476	439	355
市外業者件数	9	9	8	9	13	8	7
市内比率	98.4%	98.3%	98.4%	97.7%	97.3%	98.2%	98.1%
市内業者金額(千円)	17,460,852	17,396,526	16,915,138	13,340,191	14,495,666	16,678,381	16,920,254
市外業者金額(千円)	1,752,814	1,772,722	1,384,215	2,231,852	718,428	827,629	1,722,154
市内比率	90.9%	90.8%	92.4%	85.7%	95.3%	95.3%	90.8%

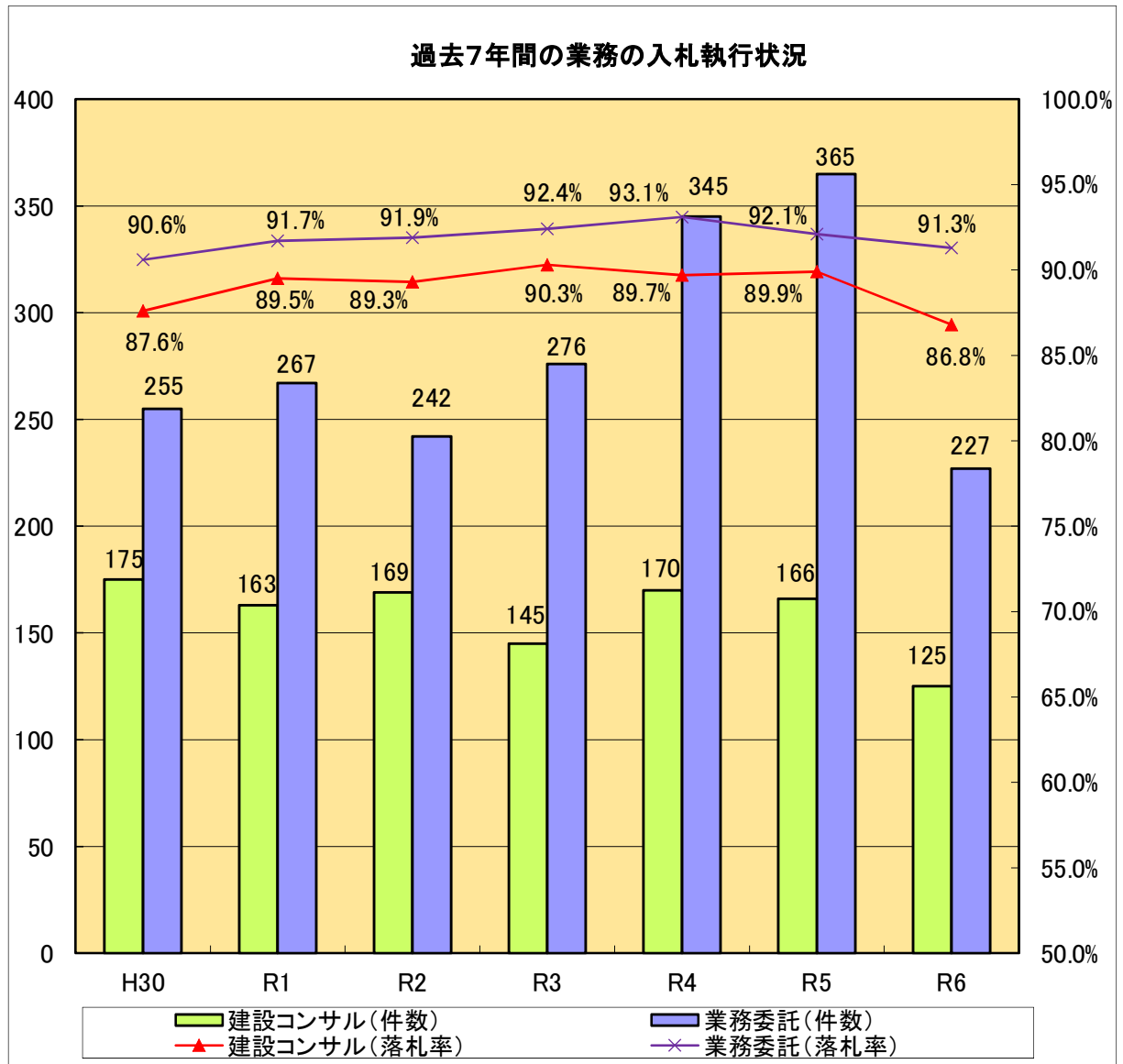
(注) 市外業者には準市内業者も含む。共同企業体は市内、市外それぞれに計上。



資料5 【業務：全体の入札執行状況】

令和7年1月1日現在

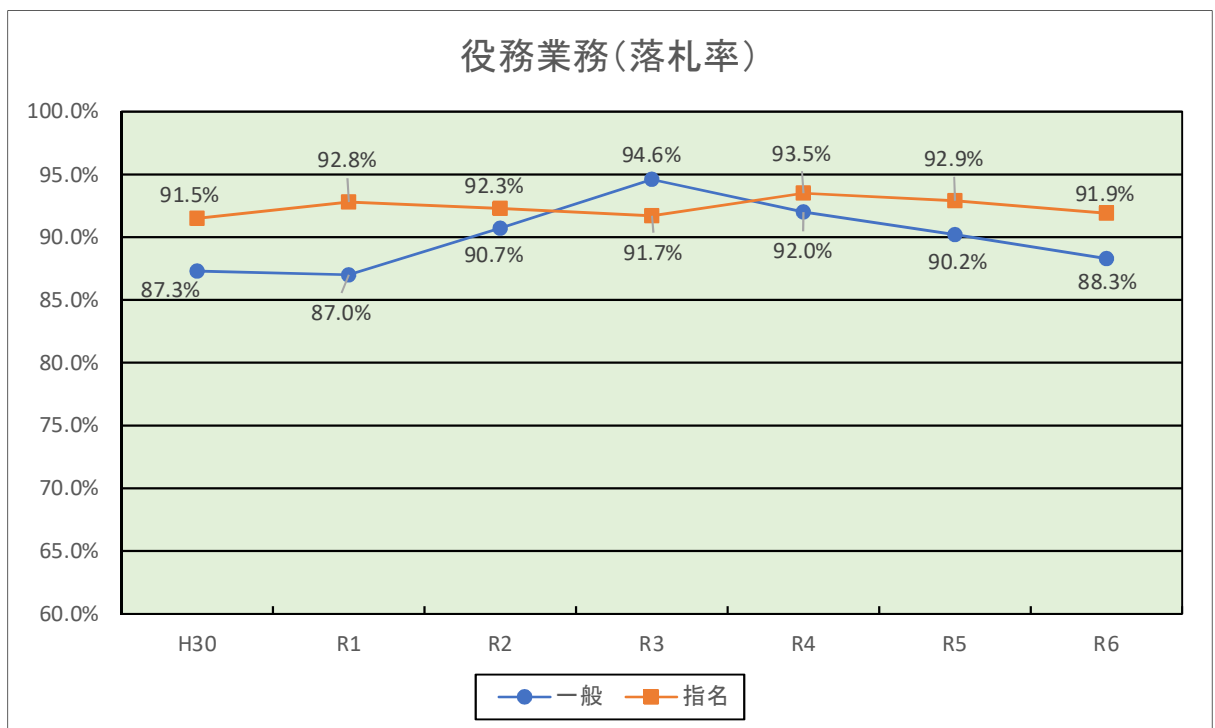
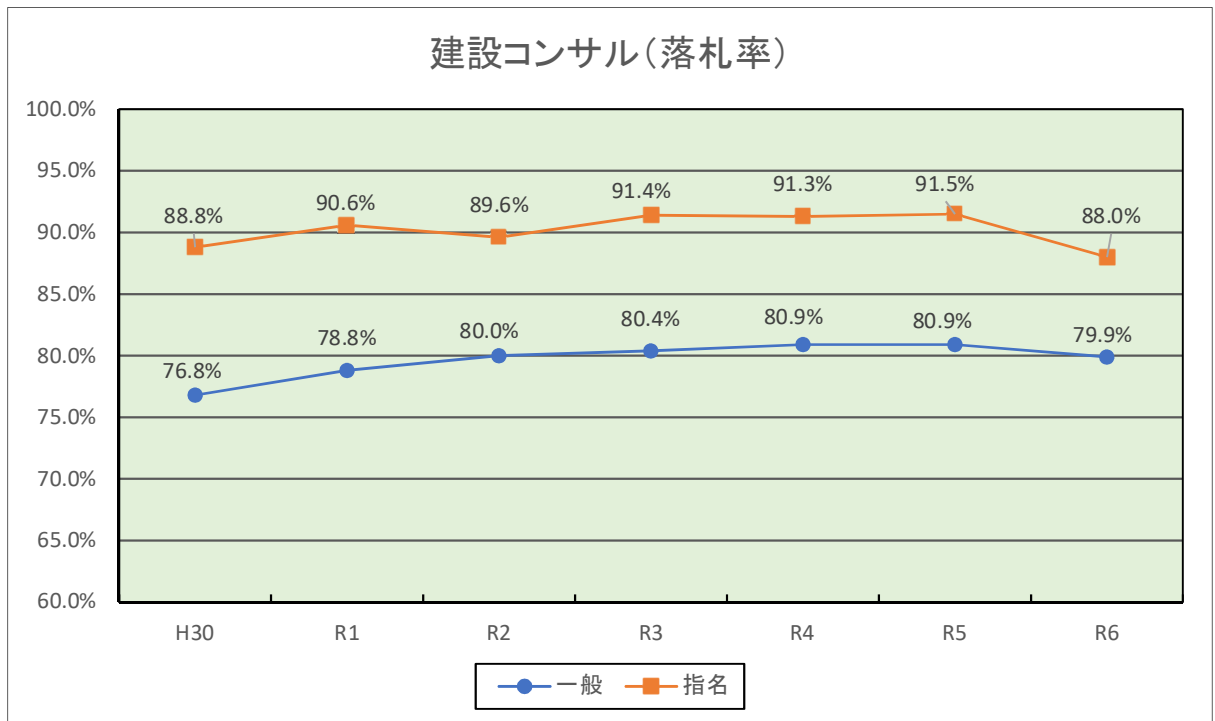
区 分		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
建設コンサル タント業務	件数（件）	175	163	169	145	170	166	125
	平均落札率	87.6%	89.5%	89.3%	90.3%	89.7%	89.9%	86.8%
役務業務	件数（件）	255	267	242	276	345	365	227
	平均落札率	90.6%	91.7%	91.9%	92.4%	93.1%	92.1%	91.3%



資料6 【業務：一般・指名競争入札別の平均落札率】

令和 7 年 1 月 1 日現在

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
建設コンサルタント業務	一般	76.8%	78.8%	80.0%	80.4%	80.9%	80.9%	79.9%
	指名	88.8%	90.6%	89.6%	91.4%	91.3%	91.5%	88.0%
役務業務	一般	87.3%	87.0%	90.7%	94.6%	92.0%	90.2%	88.3%
	指名	91.5%	92.8%	92.3%	91.7%	93.5%	92.9%	91.9%



資料7 【業務：1者でも（定型）最低制限価格を下回った入札の割合】

令和7年1月1日現在

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
建設コンサル タント業務	一般	72.2%	93.3%	100.0%	75.0%	22.2%	48.0%	31.6%
	指名	14.0%	7.5%	11.7%	3.9%	4.9%	2.1%	4.7%
役務業務	一般	50.9%	53.2%	20.4%	7.8%	13.2%	11.2%	2.6%
	指名	10.0%	8.2%	9.6%	8.5%	8.7%	7.2%	7.9%

